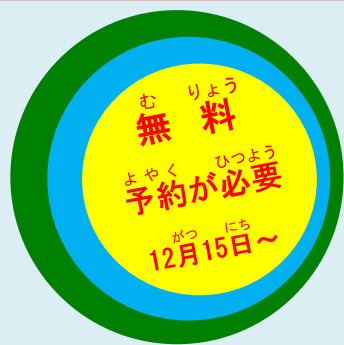


外国人のための税務相談会 2022

「新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催を中止とさせていただきます場合がございます」

日時：令和4年2月6日、13日（日） 10:00~16:00
 場所：豊橋市役所13階 講堂
 通訳：ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語
 定員：各日とも90名（先着順）
 予約：豊橋市国際交流協会まで電話、メールでお申し込みください。
 （1. 氏名 2. 国籍 3. 携帯電話番号 4. 何年度分のものか
 5. 申告する内容を伝える）



スペイン語、ポルトガル語：080-3635-0783 / guida@tia.aichi.jp (10:00~17:00)
 英語、タガログ語：090-1860-0783 / sodan-1@tia.aichi.jp (9:00~17:00)

受付できないもの：1. 自営業の申告書 / 2. 第1回目の住宅ローン控除

- 令和3年の年末調整を受けていない方
- 転職か、無職になった方
- 扶養家族の申請をしなかった方（外国への送金をふくむ）
- 2か所以上の職場から給与をもらった方
- 世帯合計一定額以上医療費を支払った方（原則10万円以上）
- 世帯合計で12,000円以上のOTC医薬品を購入された方
- 国民健康保険や生命保険に加入していて、控除していない方

必要な書類（全員）

- 源泉徴収票（原本）
- 在留カード（+両面コピー）
- マイナンバー（+両面コピー）
- 銀行の通帳（+表紙とその裏のコピー）

※必要な書類は申告の内容により異なります。



家族を守りましょう！
 会場に連れてくるのを控えてください。



「新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください」

- 熱がある方、体調が優れない方は、入場できません。
- 入口で検温、手指の消毒をお願いします。
- マスクを着用してください。
- 筆記用具（ボールペン、はさみ、のりをご持参ください。）
- 相談者1人のみ、会場に入れます。

主催：豊橋市（豊橋市国際交流協会受託事業）

共催：東海税理士会豊橋支部、NPO法人ABT豊橋ブラジル協会、TFA豊橋フィリピン協会